

令和 8 年度 別府市会計年度任用職員（高齢者権利擁護相談員）募集案内

1 募集職種 及び 任用予定者数

高齢者権利擁護相談員 … 1 名

2 受付期間

随時 ※採用が決定次第締め切ります。

3 申込資格

（1）必要な資格・条件等

- ・ 社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員のいずれかの資格
- ・ 普通自動車免許（AT 限定可）、パソコン操作

（2）次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 別府市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（3）日本国籍の有無について

日本国籍を有しない人も受験できます。ただし、任用時に職務に従事可能な在留資格がない場合は採用されません。

4 勤務条件

（1）職務内容

高齢者権利擁護等に係ると思われる各種相談及びそれらに関する業務、その他窓口業務

（2）勤務場所

別府市役所 高齢者福祉課

（3）任用期間

令和 9 年 3 月 31 日まで

勤務成績等により、2 回を限度に 1 年毎に再度任用する場合があります。

なお、任用後 1 か月間は条件付き採用期間となります。

（4）勤務日

原則として月曜日から金曜日 月 16 日勤務

- | | |
|------------|---|
| (5) 勤務形態 | 原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時までの 7 時間 45 分
(休憩時間は、12 時 15 分から 13 時までの 45 分) |
| (6) 報 酬 | 月額 198,544 円 (上限)
※給与改定等により変更となる場合があります。 |
| (7) 時間外勤務 | 時間外勤務命令による勤務 (平日時間外及び休日時間外)
※時間外勤務は単価に応じた割増報酬を支給します。 |
| (8) 費用弁償 | 条件により通勤に係る費用を支給します。
※マイカー通勤する場合、職員用駐車場はありませんので、自己の負担において一般駐車場等を賃借してください。 |
| (9) 期末手当 | 本市の規定に基づき、要件を満たす場合、6 月及び 12 月に
期末手当が支給されます。 |
| (10) 社会保険等 | 健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険等に参加します。 |
| (11) 休 暇 等 | 年次有給休暇、忌引、官公署出頭等を本市の規定により付与します。 |

5 任用試験申込方法

下記の【必要書類】を別府市高齢者福祉課の担当に提出してください。(郵送も可)

【必要書類】

- ・履歴書
- ・職務経歴書
- ・各種資格者証等の写し (介護支援専門員の場合は、その元となった資格を含む)
- ・運転免許証の写し

※履歴書は、市販のものを利用してください。

ハローワークに申込された方は、ハローワークの紹介状も必要です。

6 選考試験日時

応募受付後、ご相談させていただきます。(別府市役所内会議室にて実施予定)

詳細な試験時間及び場所等については、受験希望者へ別途通知します。

7 選考方法

提出書類、面接、パソコン (Word) 入力試験により選考します。

8 選考結果の通知方法

試験実施後、2 週間前後に文書で通知します。

9 任用後の注意点

(1) 任用後の身分について

一般職の地方公務員となり、守秘義務、政治活動の制限等の義務が課せられます。

(2) 兼業について

兼業は可能ですが、職務専念義務等の観点から以下の点にご注意ください。

- ・職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと
- ・職員の職との間に特別な利害関係がないこと又は生ずるおそれがないこと
- ・職員の職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるおそれがないこと
- ・他の事業所と合わせて1日につき計8時間を超えて労働しないこと
- ・他の事業所と合わせて1週間に付き40時間を超えて労働しないこと

10 その他

選考する時期により、任用開始月が変わります。詳細は個別にお伝えします。

【 担当 】

別府市市民福祉部高齢者福祉課

高齢者福祉係 吉田

〒874-8511

大分県別府市上野口町1番15号

電話番号：0977-21-1442

E-mail : epw-hw@city.bepu.lg.jp